

第二十五回参議院議員通常選挙が近く執行されることとなつております。

民主政治の健全な発展を期するためには、その基盤となる選挙が明るくきれいに行われなければなりません。

我々は、常にこのような考えのもとに、あらゆる機会を捉えて、公職選挙法が正しく守られるよう努力してきました。

今回の選挙から、比例代表に特定枠制度が導入され、多様な意見が国政に届けられることとなる一方、これらの制度改正が分かりやすいものとなるよう、主権者教育などを通じて、選挙制度の周知徹底が求められています。

我々は、公職選挙法の趣旨に鑑み、法に違反する者があるときは、厳重に警告するとともに、事案によっては摘発などの厳正な措置を講ずる決意であります。

ここに、立候補予定者及び政党その他関係者に対し、公職選挙法の遵守を要望するとともに、県下百九十万の有権者各位におかれましても、選挙の持つ意義を十分に認識され、主権者として明るくきれいな選挙の実現のため、自覚ある一票を行使されますよう念願するものであります。

令和元年六月五日

宮城県選挙管理委員会

宮城県警察本部

仙台地方検察庁